

茨木市議会と立命館大学との連携協力に関する協定書

茨木市議会（以下「甲」という。）および立命館大学（以下「乙」という。）は、相互に連携協力を図ることにより、地域社会の発展および人材育成に貢献することを目的として、次のとおり協定する。

（協力事項）

第1条 甲および乙は、目的を達成するため、次の事項について協力する。

- （1）甲の活動の充実・発展に関すること
- （2）甲の活動に関わることによって、乙の教育および研究の発展を図ること
- （3）その他、甲および乙が協議して必要と認めること

（必要な措置）

第2条 甲および乙は、相互の連携協力について協議し、前条に定める協力のために必要な措置を講ずる。

2 甲および乙は、協力して事業を実施する場合は、あらかじめ実施方法、経費負担等について協議のうえ、別途書面により決定するものとする。

（乙の担当機関）

第3条 この協定に関する、乙の担当機関は、政策科学研究科および政策科学部とする。

（協定期間）

第4条 本協定は、締結の日から、当初5年間有効とする。その後は、甲乙のいずれかが本協定の満了日の少なくとも6ヵ月前までに書面で本協定の終了を通知しない限り、満了日からその都度5年間自動的に延長される。本協定の条件は、甲乙の協議と合意により改訂・修正することができる。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲および乙が協議し

て定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 28年 6月 2日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市議会

議長

篠原一代

乙 京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地

立命館大学

学長

吉田美喜夫